＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和5年度　公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.11.13	R5.11.27	昭和46（1971）年、民生局長に就任した縫田曄子氏の選考採用した人事委員会などの記録。	15		1					1				1				（１）情報公開条例第７条第２号 当該者の経歴及び給料に関する情報の一部については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示とする。 （２）情報公開条例第７条第６号 採用選考は当該選考に係る職について適正を有するかどうかを正確に判定することを目的としている（地方公務員法第21 条の２）。選考の基準や評定内容等を開示することは、選考対象者が真に適性を有するかについて正確な事実の把握を困難とし、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため不開示とする。	人事委員会事務局任用公平部任用給与課
2																				
3																				